

中小酪農等対策事業実施要領

- 平成31年4月24日付け31農畜機第601号承認
- 平成31年4月26日付け中酪（業務）発第76号
- 一部改正 令和2年5月13日付け2農畜機第733号承認
- 一部改正 令和2年5月13日付け中酪（総務）発第79号
- 一部改正 令和3年4月26日付け3農畜機第565号承認
- 一部改正 令和3年4月28日付け中酪（総務）発第97号
- 一部改正 令和3年5月31日付け3農畜機第1272号承認
- 一部改正 令和3年6月2日付け中酪（総務）発第146号
- 一部改正 令和4年3月7日付け3農畜機第6311号承認
- 一部改正 令和4年3月8日付け中酪（総務）発第557号
- 一部改正 令和4年4月19日付け4農畜機第437号承認
- 一部改正 令和4年4月20日付け中酪（総務）発第67号
- 一部改正 令和5年4月11日付け5農畜機第211号承認
- 一部改正 令和5年4月12日付け中酪（総務）発第32号
- 一部改正 令和6年4月3日付け6農畜機第64号承認
- 一部改正 令和6年4月3日付け中酪（総務）発第14号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下については中小の酪農経営者を中心に離農の加速化が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う酪農経営基盤の維持及び飼養管理の改善を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、自給飼料の不作に対

する代替飼料の共同購入のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

中央酪農会議は、第2の1の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長等を図るために1、2、3及び4の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

1 後継牛確保のための環境整備

（1）後継牛確保対策の推進

後継牛を確保するため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。以下総称して「酪農経営体等」という。）に対する支給又は貸付け

ア 牛舎の改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

イ 簡易牛舎（牛舎の増築を含む。以下「簡易牛舎等」という。）及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

（2）つなぎ牛舎の改良

つなぎ牛舎における牛床の延長、既存繫留具の改良等のための資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

（3）飼養環境の改善

乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営

体等に対する支給又は貸付け

(4) 暑熱対策の推進

乳用牛を飼養している牛舎に対する暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

(5) 供用期間の延長支援

乳用牛の供用期間の延長を図るため、次のア又はイの取組を実施

ア 酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎の治療の実施

イ 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種

2 乳用育成牛の事故率の低減

乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種

3 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援

暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組

第2 事業の実施

1 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。ただし、第1の2の事業の実施に当たっては、ウを家畜の防疫に関する事項に読み替えることができるものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) 後継牛確保対策の推進

ア 第1の1の(1)の事業の実施に当たって、生産者集団等は、後継牛を確保するための計画を作成し、改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎等並びに哺乳ロボットに

ついて、計画上の位置付けを明確にするものとする。

イ 第1の1の(1)の事業において、改築を行う牛舎又は整備する簡易牛舎等の乳用牛1頭当たりの面積は15㎡を上限とする。

(3) 供用期間の延長支援

ア 第1の1の(5)のアの事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。

イ 第1の1の(5)のイの事業において、対象となるワクチンの接種回数は1頭当たり1回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳房炎の予防に資するものとし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。

(4) 乳用育成牛の事故率の低減

第1の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における呼吸器系又は消化器系の疾病の予防に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。

また、国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

(5) 自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入

ア 第1の4の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件をすべて満たすこととする。

(ア) 共同購入に参加する酪農経営体等が5者以上であること。

※被害を受けた酪農経営体等にTMRを供給するTMRセンターについては、被害を受けた酪農経営体等の被害の範囲内で支援の対象とする。

(イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が収穫した飼料作物（牧草又は青刈りとうもろこし）の1年間の収穫数量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。

イ 補助対象となる代替飼料は、国産又は輸入された乾牧草、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稲わら等、原料の重量又は可消化養分総量（以下「TDN」という。）の過半が粗飼料原料である混合飼料（以下「TMR」

という。)、輸入乾牧草、ビートパルプ、とうもろこし(子実部分)及びその他理事長が適当と認めたものとする。

ウ 補助対象となる共同購入の期間は、事業実施期間内とする。

エ 補助対象数量は、以下により算出する。

A 代替飼料の購入数量(kg) × TDN含有量(%)

=代替飼料のTDN含有量(kg)

B 生産不足自給飼料の数量(kg) × TDN含有率(%)

=生産不足自給飼料のTDN含有量(kg)

※生産不足自給飼料の数量(kg) = 自給飼料の平年の収穫数量(kg)
- 自給飼料の収穫数量(kg)

A ≤ Bの場合は、Aの代替飼料購入数量

A > Bの場合は、Aの代替飼料購入量のうち生産不足自給飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

オ 生産者集団等は、被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、都道府県の確認を得るものとする。

2 取得物件の管理等

生産者集団等は、第1の1の(1)から(4)の事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等(以下「取得物件」という。)の管理等は次のとおり行うものとする。

(1) 完了検査の実施

生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置に係る完了検査を行うものとする。

(2) 会計処理

生産者集団等(代表者)は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(3) 管理利用規程等の整備

生産者集団等は、取得物件の管理に当たっては、管理利用規程並びに別紙様式第1号の中小酪農等対策事業物品等管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

生産者集団等は、取得物件を構成員(生産者集団等に属する酪農経営体等を

いう。以下同じ。)が管理利用する場合にあっては、貸付けを行うものとし、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。ただし、取得物件が50万円未満のものである場合は、この限りではない。

(5) リース契約の締結等

生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあっては、リース会社から借受けた物件(以下「リース物件」という。)については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について14の(5)の規定に基づき行うものとする。

3 リース物件の補助

(1) 中央酪農会議は、生産者集団等が2の(5)の規定によりリース会社から物件を借受ける場合、リース物件の本体価格(工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)から譲渡額を差し引いた額(以下「基本貸付料」という。)の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

(2) 生産者集団等は、中央酪農会議から補助金の交付を受けた場合は、速やかにリース会社に対して、補助金相当額を基本貸付料の一部として支払うものとする。

(3) リース会社は、附加貸付料を定めるに当たっては、中央酪農会議から基本貸付料の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減する等、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

4 後援名義

生産者集団等は、この事業により技術研修会等の資料を作成した場合は、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第3 事業の推進指導等

1 生産者集団等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、構成員に対する

適切な指導を行うものとする。

- 2 生産者集団等の構成員は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、要望調査時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。
- 3 生産者集団等は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、当該構成員が各取組を実施する旨を構成員の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。
- 4 生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、その構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
- 5 生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。
 - (1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
 - (2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。
 - (3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。

第4 中央酪農会議の補助

中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の中小酪農等対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の中小酪農等対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の中小酪農等対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の中小酪農等対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

第6 運営状況等の報告

生産者集団等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。）のうち50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第2の1の（1）の事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と併せて、別紙様式第6号の中小酪農等対策事業運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。

第7 取得財産の貸付け等の取扱い

- 1 取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業

振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

2 リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) リース期間終了後に取得物件の所有権を移転する場合

リース物件のリース期間は、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

(2) リース期間終了後にリース物件の所有権を移転しない場合

リース物件のリース期間は、処分制限期間とする。

3 生産者集団等は、1の規定により貸付期間又は2の(1)の規定によりリース期間を短縮する場合は、取得財産又はリース物件の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産又はリース物件を譲渡できるものとする。

4 生産者集団等は、3の規定により取得財産又はリース物件を譲渡しようとする場合は、会長を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けるものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を

提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の中小酪農等対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（令和2年5月13日付け中酪（総務）発第79号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年4月28日付け中酪（総務）発第97号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年6月2日付け中酪（総務）発第146号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月8日付け中酪（総務）発第557号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年8月1日から適用する。
- 2 この要領の改正後の第1の4の事業について、令和3年8月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48－1）13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第4号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和4年4月20日付け中酪（総務）発第67号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から

適用する。

2 令和3年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

3 この要領の改正後の第1の4の事業について、令和3年8月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48-1）13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第4号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和5年4月12日付け中酪（総務）発第32号）

1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和4年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年4月3日付け中酪（総務）発第14号）

1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 令和5年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 後継牛確保のための環境整備</p>	<p>(1) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 牛舎の改築を行う場合の資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>イ 簡易牛舎等及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(2) つなぎ牛舎の改良</p> <p>つなぎ牛舎の改良を行う場合の資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(3) 飼養環境の改善</p> <p>畜舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(4) 暑熱対策の推進</p> <p>技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材及び暑熱対策機器の共同購入又はリー</p>	<p>1 / 2 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 2 以内)</p> <p>1 / 2 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 2 以内)</p> <p>ただし、哺乳ロボットの整備に要する経費は 1 / 3 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 3 以内)</p> <p>1 / 2 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 2 以内)</p> <p>1 / 2 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 2 以内)</p> <p>1 / 2 以内 (リース会社から借受ける場合は基本貸付料の 1 / 2 以内)</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
2 乳用育成牛の 事故率の低減	<p>ス会社からの借受けに要する 経費</p>	
	<p>(5) 供用期間の延長支援 ア 削蹄又は乳房炎治療等の 実施に要する経費</p>	<p>定額（ただし、1 頭当たり1千円以 内）</p>
	<p>イ 乳房炎ワクチンの実施に 要する経費</p>	<p>定額（ただし、1 頭当たり1千円以 内）</p>
3 自給飼料の不 作に対する代替 飼料の共同購入	<p>乳用育成牛へのワクチン接種に 要する経費</p>	<p>1頭1回当たり1 千円以内</p>
	<p>国産の粗飼料や輸入乾牧草等を 共同購入し、酪農経営体等に対し 供給する取組に要する経費</p>	<p>定額（ただし、代 替飼料1キログラム 当たり5円以内）</p>

別紙様式第1号

令和 年度中小酪農等対策事業物品等管理台帳

(取得物件のうち簡易牛舎等(増築含む)、牛舎改築資材、その他貸付物件)

生産者集団等名

生産者氏名

実施時期			
取組内容			
品目			
単価			
員数			
総事業費(税込)			
補助金			
単体又は一式			
貸付年数			
耐用年数			
貸付開始年月日			
貸付終了年月日			
取得金額			
償却方法			
年償却額・率(円or%)			
管理報告書 確認日	1年目		
	2年目		
	3年目		
	4年目		
	5年目		
整備時点からの 変更点			

(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に代えることができるものとする。

(注2) 簡易牛舎等(増築含む)及び牛舎の改築のための資材を除く取得物件で支給した物件については、利用経営体名、員数、単価、事業費等を記載した一覧表を整備すること。

別紙様式第2号

令和 年度中小酪農等対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において中小酪農等対策事業を下記のとおり実施したいので、中小酪農等対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第2号の別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①= ②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) つなぎ牛舎の改良				

(3) 飼養環境の改善				
(4) 暑熱対策の推進				
(5) 供用期間の延長支援				
2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) みどりのチェックシートを実施する酪農経営体等の一覧

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

中小酪農等対策事業 実施計画

別紙様式第2号の別紙1

後継牛確保対策の推進

1 牛舎改築資材の共同購入

経営 分類	利用経営 体氏名	自家育成牛頭数		事業費 (円)	負担区分		改築に係 る飼養予 定頭数 (頭)	改築 面積 (㎡)	面積当 たり単価 (円/㎡)	1頭当 たり面積 (㎡/頭)	導入 形態
		現状 (年 月)	目標 (年 月)		補助金 (円)	その他 (円)					
合計											

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

2 カーフハッチの共同購入

数量	事業費 (円)	負担区分	
		補助金 (円)	その他 (円)
合計			

3 子牛の事故防止のための機器の共同購入

導入機器	数量	事業費 (円)	負担区分	
			補助金 (円)	その他 (円)
合計				

4 簡易牛舎等の整備

経営分類	利用経営体氏名	自家育成		事業費 (円)	負担区分		簡易牛舎等 に係る飼養 予定頭数 (頭)	面積 (㎡)	面積当 り単価 (円/㎡)	1頭当 り面積 (㎡/頭)	構造	導入 形態
		現状 (年月)	目標 (年月)		補助金 (円)	その他 (円)						
合計												

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

5 哺乳ロボットの整備

経営分類	利用経営体氏名	数量	事業費 (円)	負担区分		導入形態
				補助金 (円)	その他 (円)	
合計						

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

6 合計

(単位：円)

区分	事業費	負担区分	
		補助金	その他
(1) 牛舎改築資材の共同購入			
(2) カーフハッチの共同購入			
(3) 子牛の事故防止のための機器の共同購入			
(4) 簡易牛舎等の整備			
(5) 哺乳ロボットの整備			
合計			

7 添付資料

- (1) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の簡単な図面（住所、利用経営体氏名を記入）
- (2) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の事業費の積算資料
- (3) この事業で整備する施設等の後継牛の確保に係る計画上の位置付け
- (4) この事業で整備する施設等の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第2号の別紙2

つなぎ牛舎の改良

(単位：円)

内容	件数	費目	員数	事業費	負担区分	
					補助金	その他
合計						

- (注1) 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。
- (注2) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。
- (注3) つなぎ牛舎の改良資材の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第2号の別紙3

飼養環境の改善

(単位：円)

費目	員数	事業費	負担区分	
			補助金	その他
合計				

- (注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。
- (注2) 飼養管理資材の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第2号の別紙4

暑熱対策の推進

(単位：円)

費目	員数	事業費	負担区分	
			補助金	その他
合計				

- (注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。
- (注2) 暑熱対策機器の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第2号の別紙5

供用期間の延長支援

(単位：円)

取組内容	補助金額 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計			

(注) 取組内容欄には、削蹄、乳房炎治療又は乳房炎ワクチンの接種のいずれかを記載すること。

別紙様式第2号の別紙6

乳用育成牛の事故率の低減

ワクチン名	ワクチン種類 (呼吸器系・ 消化器系)	補助金 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計				

別紙様式第2号の別紙7

自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入

参加 構成 員名	補助 対象 数量 (kg)	被害作物名	被害面積 (ha) ①	平年				令和 年				生産不足 数量 (kg) ⑩= ③-⑦	減収割合 (%) ⑪= ⑩/③ ×100	生産不足 TDN含有 量(kg) ⑫= ⑤-⑨	代替飼料				補助金 (円)
				単収 (kg/ha) ②	収穫量 (kg) ③= ①×②	TDN% (原物) ④	TDN 含有量 (kg) ⑤= ③× ④/100	単収 (kg/ha) ⑥	収穫量 (kg) ⑦= ①×⑥	TDN% (原物) ⑧	TDN 含有量 (kg) ⑨= ⑦× ⑧/100				代替飼料名	購入数量 (原物) (kg) ⑬	TDN% (原物) ⑭	代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑮= ⑬×⑭ /100	
		小計		-		-		-		-				-		-			
		小計		-		-		-		-				-		-			
		小計		-		-		-		-				-		-			
合計		牧草		-		-		-		-				-		-			
		青刈りとうもろこし		-		-		-		-				-		-			

(注1) 補助対象数量は、⑮ ≤ ⑫の場合は⑬の小計、⑮ > ⑫の場合は⑬の小計 × ⑫の小計 / ⑮の小計により得た数量とすること。

(注2) 都道府県による被害状況の確認として、別添「飼料作物被害状況確認書（令和 年産）」を添付すること。

別添

飼料作物被害状況確認書（令和 年産）

年 月 日

所属
役職 氏名

中小酪農等対策事業のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。

記

事業を実施する生産者集団等

- ・
- ・

別紙様式第3号

令和 年度中小酪農等対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた中小酪農等対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、中小酪農等対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 事業の内容

別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度中小酪農等対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった中小酪農等対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、中小酪農等対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回 概算 払請求 額 ⑥	令和 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+⑥)/ ②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行
支店名 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度中小酪農等対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった中小酪農等対策事業について、下記のとおり実施したので、中小酪農等対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第5号の別紙のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①= ②+③	負 担 区 分		備 考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) つなぎ牛舎の改良 (3) 飼養環境の改善 (4) 暑熱対策の推進 (5) 供用期間の延長支援				
2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行
 支店名 ○○○支店
 預金種類 ○○預金
 口座番号
 口座名義

別紙様式第5号の別紙1	後継牛確保対策の推進
別紙様式第5号の別紙2	つなぎ牛舎の改良
別紙様式第5号の別紙3	飼養環境の改善
別紙様式第5号の別紙4	暑熱対策の推進
別紙様式第5号の別紙5	供用期間の延長支援
別紙様式第5号の別紙6	乳用育成牛の事故率の低減
別紙様式第5号の別紙7	自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入

(注1) 別紙様式第5号の別紙1から別紙7については、それぞれ別紙様式第2号の別紙1から別紙7に準じて作成すること。

なお、別紙様式第5号の別紙1には、施工前・後の写真を、別紙様式第5号の別紙1（改築及び簡易牛舎等の整備を除く。）、別紙2、別紙3及び別紙4には、利用経営体氏名、実施時期、取組内容、項目、員数、単価、事業費（金額）、単体・一式、支給・貸付等をまとめた別紙の取組整理表をそれぞれ添付すること。

(注2) リース導入を行った場合は、別添のリース取組整理表及びリース契約書の写しを添付すること。

(注3) 別紙様式第5号の別紙7には、構成員ごとに乳用牛への和牛受精卵移植実施をまとめた別紙を添付すること。

別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙

後継牛確保対策の推進、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善及び暑熱対策の推進に係る取組整理表

団体名 _____

(単位：円)

利用 経営 体氏 名	実施 時期	費 目	員 数	単 価	事業費 (金額)	単体・ 一式	支給・ 貸付・ リース	見積 書の 確認	納品 書の 確認	請求 書の 確認
合計										

- (注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
- (注2) 単体・一式の欄については、交付申請書において単一の項目だけで機能する資材・機材・簡易機器の場合は単体を記載し、複数の項目を申請し、それらを組み合わせて利用する場合は一式と記載すること。
- (注3) 支給・貸付・リースの欄については、該当項目を記載すること。
- (注4) 見積書の確認・納品書の確認・請求書の確認の欄については、確認済みの場合は○をつけること。
- (注5) 添付資料として、資材、機材、簡易機器の施行前・後の写真を添付すること。

別添

リース取組整理表

No	取組	借受者名	機器・資材名	数量	機器・資材価格 (税抜)	譲渡額	貸付期間 (月)	法定耐用年数	事業費 (円)	貸付者名	所有権の移転
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

(注1) 補助対象外経費を含む場合、機器・資材価格、譲渡額及び事業費欄は2段書きとし、上段に補助対象外経費を含む額、下段に補助対象経費を記載すること。

(注2) 事業費の欄は、機器・資材価格(税抜)の総額から譲渡額を差し引いた金額を記載すること。

別紙様式第 6 号

令和 年度中小酪農等対策事業運営状況報告書

番 年 月 号
日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度における中小酪農等対策事業について、中小酪農等対策事業実施要領第 6 の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和 年度 事業

2 運営状況

構成員名	①取組内容	②利用状況	③財産管理	備考
		〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	
		〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	

(注 1) 項目ごとにマルをつけること。「その他」の場合は、その状況及びその理由を記載すること。

(注 2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

別紙様式第7号

令和 年度中小酪農等対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報
告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度中小酪農等対策事業補助金について、中小酪農等対策事業実施要領
第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還し
ます。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 第 号による額
の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成
員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を
確認できる資料も併せて提出すること）

- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料